

令和6年度 長野県内市町村のその他再生可能エネルギー等設備助成制度一覧

(令和6年4月1日現在)

| | | 制度名称 | 対象 エネルギー | 助成制度の概要 | | | 実施期間 | 指定メーカー等 | 備考 | 担当部署 |
|------|------|------------------------|------------------------|---------|---|---|---------|---------|----|---------------------------|
| | | | | 方法 | 対象 | 限度額・利率等 | | | | |
| 佐久地域 | 佐久市 | 佐久市木質バイオマス熱利用設備導入事業 | 木質バイオマス | 補助金交付 | 市内にある、自ら居住し、又は居住を予定している住宅又は事務所等にペレットストーブ、木質バイオマスボイラー又は燃料製造設備を設置する個人又は法人等。 | ストーブ:本体の購入及び設置に要する費用の1/2 限度額15万円 ボイラー:本体の購入及び設置に要する費用の1/3 限度額100万円 燃料製造設備:本体の購入及び設置に要する費用の1/3 | H27.4~ | | | 環境政策課 0267-62-2917(直通) |
| 佐久地域 | 佐久市 | 佐久市電気自動車購入促進事業補助金 | クリーンエネルギー自動車(電気自動車) | 補助金交付 | (1)~(4)のいずれにも該当する個人又は法人 (1)市内に住所を有し、市税等を滞納していない者 (2)国の補助金の交付を受けて電気自動車を購入する者 (3)自動車検査証に記載されている電気自動車を購入し、自らが継続して使用する者 (4)市内に事業所又は代理店を有する者から電気自動車を購入する者 | 電気自動車本体の購入費用に対し、国の補助金の2分の1以内 上限20万円 | R6.4~ | - | - | 環境政策課 0267-62-2917(直通) |
| 佐久地域 | 小海町 | 小海町ゼロカーボン促進補助金 | 定置型蓄電池 | 補助金交付 | (1) 補助金申請時において、市区町村が賦課する税等の徴収金に滞納がない者であること。 (2) 補助金実績報告書提出時において、町内に居住し、かつ、住民基本台帳に登録されている者であること。 (3) 町内に本社若しくは営業所等を有する法人、個人事業者、又は本補助事業完了後に町内で事業を開始することが認められる者 | 30万円を限度 | R5.4.1~ | - | - | 総務課 渉外戦略係 0267-78-5147 |
| 佐久地域 | 小海町 | 小海町ゼロカーボン促進補助金 | クリーンエネルギー自動車 | 補助金交付 | クリーンエネルギー自動車(電気自動車・天然ガス自動車・水素自動車及びエタノール自動車)を購入し、 (1) 補助金申請時において、市区町村が賦課する税等の徴収金に滞納がない者であること。 (2) 補助金実績報告書提出時において、町内に居住し、かつ、住民基本台帳に登録されている者であること。 (3) 町内に本社若しくは営業所等を有する法人、個人事業者、又は本補助事業完了後に町内で事業を開始することが認められる者 (4) 1年以上町内に継続して居住している者及び町内で1年以上事業を継続している事業者 | 30万円を限度 | R5.4.1~ | - | - | 総務課 渉外戦略係 0267-78-5147 |
| 佐久地域 | 北相木村 | 北相木村新エネルギー設備設置費補助金交付要綱 | ペレットストーブ薪ストーブ・カラマツストーブ | 補助金交付 | 自ら居住し、又は居住を予定している村内にある住宅(店舗、事務所その他これらに類する用途を兼ねるものも含む。)に対象設備を設置する者であること | ペレットストーブ薪ストーブ・カラマツストーブ →対象費用の3分の1以内。限度額20万円。 | H21~ | | | 総務企画課 |

| | | | | | | | | | | |
|------|------|--------------------------|-----------------------------|-------|---|---|---------------------|--------------------|-----------------|--|
| 佐久地域 | 川上村 | 川上村木質バイオマス熱利用システム設置補助金 | 木質バイオマス | 補助金交付 | 村内に住所を有する者 | 機器の設置、購入に係る費用の1/2上限10万円 | H22～ | | | 産業建設課 環境整備係 0267(97)2121 |
| 佐久地域 | 小諸市 | 小諸市電気自動車等購入補助金 | 電気自動車又は燃料電池自動車 | 補助金交付 | ・電気自動車等の使用の本拠の位置が市内となっている者 ・市内の事業者又は代理店から電気自動車等を購入する者 | 限度額10万円 (1世帯1台限り) | R4.4～ | | | 市民生活部 ゼロカーボン推進室 (0267-22-1700) |
| 佐久地域 | 軽井沢町 | 軽井沢町電気自動車等普及促進事業 | クリーンエネルギー自動車(電気自動車・燃料電池自動車) | 補助金交付 | 車の新規登録日時点(リースにより使用する場合は、契約書に記載された使用開始日)で1年以上継続して住所を有している町民及び別荘(家屋)を有しており「長野ナンバー」を取得できる別荘所有者で、町税・固定資産税等の滞納のない方が購入又はリースにより使用する電気自動車・燃料電池自動車 | 車両本体価格(税抜)の10%(リースの場合は7%)に相当する額で1,000円未満は切り捨てとし、1台あたり限度額30万円 (一人1台のみ) | H24.4.1～ R9.3.31 | | | 環境課環境政策係 0267(45)8556 (直通) |
| 佐久地域 | 軽井沢町 | 地球温暖化対策住宅促進補助金 | 住宅省エネルギー化 | 補助金交付 | 申請時にすべてに該当する者 (1)長野県が交付する信州健康エコ住宅助成金交付要綱に基づく助成金の交付決定を受けている者 (2)申請の日において、町内に住所を有している者であって、当該申請の日から3年以上継続して住所を有することができるもの (3)町税並びに水道料金及び下水道使用料(農業集落排水施設使用料を含む。)を滞納していない者 | 県助成金の額に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、40万円を限度 | R4～ | | | 環境課環境政策係 0267(45)8556 (直通) |
| 佐久地域 | 軽井沢町 | 軽井沢町木質バイオマス循環利用普及促進事業補助金 | ペレットストーブ・ペレットボイラー | 補助金交付 | 町内の家屋にペレットストーブ又はペレットボイラーを設置しようとする町民又は事業者で、県内のペレット製造施設で製造された長野県産ペレットを使用し、ペレットの販売業者との間で3年間のペレット供給に関する協定を締結する者 | 1/2以内 ただし1台につき10万円が限度 | H22.7～ | 長野県内に事業所又は代理店を有する者 | 長野県産ペレットを使用すること | 観光経済課 農林振興係 0267(45)8572 (直通) |
| 佐久地域 | 御代田町 | 御代田町新エネルギー導入奨励金交付事業 | 小型風力発電 | 補助金交付 | 町内に住民登録した個人が、使用許諾権を得ている町内の場所に設置した小型風力発電設備 | 設備全体が ①20万円以上100万円未満は設備金額の5% ②100万円以上200万円未満は設備金額の4%+1万円 ③200万円以上は設備金額の3%+3万円 限度額10万円 | H18～ | | | 町民課 環境衛生係 0267(32)3114 |
| 佐久地域 | 御代田町 | 御代田町新エネルギー導入奨励金交付事業 | 小水力発電 | 補助金交付 | 町内に住民登録した個人が、使用許諾権を得ている町内の場所に設置した小型水力発電設備 | 設備全体が ①20万円以上100万円未満は設備金額の5% ②100万円以上200万円未満は設備金額の4%+1万円 ③200万円以上は設備金額の3%+3万円 限度額10万円 | H18～ | | | 町民課 環境衛生係 0267(32)3114 |
| 佐久地域 | 御代田町 | 御代田町新エネルギー導入奨励金交付事業 | クリーンエネルギー自動車 | 補助金交付 | 住民が自家用車として使用するもので町内の駐車場所(借用を含む。)に駐車するものを対象とする。天然ガス自動車・水素自動車、電気自動車、メタノール自動車 | 設備全体が ①20万円以上100万円未満は設備金額の5% ②100万円以上200万円未満は設備金額の4%+1万円 ③200万円以上は設備金額の3%+3万円 限度額10万円 | H19～ | | | 町民課 環境衛生係 0267(32)3114 |
| 佐久地域 | 御代田町 | 御代田町新エネルギー導入奨励金交付事業 | 天然ガスコージェネレーション | 補助金交付 | 町内に住民登録し、起居し若しくは居住する予定の町内の住宅(店舗併用住宅を含み、賃貸集合住宅は除く。)に天然ガスコージェネレーション設備を設置した者 | 設備全体が ①20万円以上100万円未満は設備金額の5% ②100万円以上200万円未満は設備金額の4%+1万円 ③200万円以上は設備金額の3%+3万円 限度額10万円 | H19～ | | | 町民課 環境衛生係 0267(32)3114 |
| 佐久地域 | 立科町 | 立科町森のエネルギー推進事業補助金 | 薪ストーブ | 補助金交付 | 薪ストーブ設置工事費のうち、本体の購入に要する経費 | 購入経費の1/4以内。10万円限度 | H26.4.1～ | | | 産業振興課 農林係 0267(88)8408 |
| 佐久地域 | 立科町 | 立科町地球温暖化防止活動補助金 | クリーンエネルギー自動車 | 補助金交付 | クリーンエネルギー自動車(電気自動車、天然ガス自動車、水素自動車及びメタノール自動車)を購入し、自家用車として、自らが継続して使用すること。 | 1件10万円限度 | H28.4.1～ | - | | 建設環境課 生活環境係 0267(88)8411 |

| | | | | | | | | | | |
|------|-----|-----------------------------|--------------|-------|--|--|---------|---|---|---|
| 上田地域 | 上田市 | 上田市森のエネルギー推進事業 | 木質バイオマス | 補助金交付 | 市内に居住し、若しくは事業所を有する個人又は事業者で、次のいずれにも該当する者 ①ペレットストーブ等を自ら購入し、かつ、市内の居住地又は事業所において使用する者 ②ペレットストーブ及びペレットボイラーにあっては県内、薪ストーブにあっては市内の事業者から購入すること。 ③ペレットは長野県産のペレットを使用し、ペレット購入先と燃料供給に関する協定書を締結すること。 ④市税に滞納がないこと。 | ペレットストーブ及びペレットボイラーは本体購入経費の10/10(上限10万円) 薪ストーブは本体購入経費の1/2(上限5万円) | H21.4～ | | | 産業振興部森林整備課 0268-23-5124 |
| 上田地域 | | 上田市地球温暖化対策設備設置費補助金(開口部断熱設備) | 省エネルギー | 補助金交付 | 住宅等に対策設備を設置しようとする市内に住所を有する者で、次のいずれにも該当する者 ①住宅部分が窓その他の開口部を通しての熱の損失を防止する設備であって、建築後1年を経過した住宅等(同一敷地内にある倉庫等を除く。)に設置するもの ②外気に接する開口部に内窓を設置し、又は、外窓、ドア若しくはガラスの交換を行うもの ③改修後の開口部の熱貫流率が3.49W/(㎡・K)以下となるもの ④市内に本店、支店、営業所等がある事業者が工事を行うもの | 【内窓設置】 大 2.8㎡以上 20千円/箇所 中 1.6㎡以上2.8㎡未満 13千円/箇所 小 0.2㎡以上1.6㎡未満 10千円/箇所 【外窓・ドア交換】 大 2.8㎡以上 33千円/箇所 中 1.6㎡以上2.8㎡未満 21千円/箇所 小 0.2㎡以上1.6㎡未満 13千円/箇所 【ガラス交換】 大 1.4㎡以上 12千円/箇所 中 0.8㎡以上1.4㎡未満 7千円/箇所 小 0.1㎡以上0.8㎡未満 3千円/箇所 上記の金額の合計金額又は6万円のいずれか少ない額 | R4～ | - | (1)補助金の交付の申請をした年度内に対策設備の設置を完了することができる者 (2)住宅等が自己の所有に属さない場合にあつては、所有者の承諾を得られる者 (3)市税の滞納がない者 | 環境部 環境政策課 0268-71-6428 |
| 上田地域 | 東御市 | 東御市木質バイオマスストーブ設置補助金 | ペレット・薪 | 補助金交付 | 自ら居住し、若しくは居住する予定の市内の住宅(店舗の併用住宅を含み、賃貸集合住宅は除く。)に木質バイオマスストーブを設置又は木質バイオマスストーブが設置された市内の新築住宅を購入しようとするもの。 | 設置費の5分の1以内とし、5万円を限度(1,000円未満切捨) | H25.4～ | ペレットストーブの場合: 長野県内の事業所又は代理店 | | 市民生活部 生活環境課 ゼロカーボン推進係 0268-64-5896 |
| 上田地域 | 東御市 | 東御市電気自動車購入補助金 | クリーンエネルギー自動車 | 補助金交付 | (1)市内に住所を有する個人 (2)国の補助金の交付を受けて電気自動車を購入する者。 (3)自動車検査証に記載されている電気自動車を所有し、かつ、使用する者。 | 国の補助金の100分の20に相当する額以内の額。 ただし8万円を上限とする。 | H29.4～ | | | 市民生活部 生活環境課 ゼロカーボン推進係 0268-64-5896 |
| 上田地域 | 青木村 | 青木村薪・ペレットストーブ購入補助金 | 木質バイオマス | 補助金交付 | 村内に住所・住宅を有する方で、自ら住宅に薪・ペレットストーブを設置する方 | 購入金額の1/2以内、上限5万円 | R4.4.1～ | なし | なし | 建設農林課 Tel.:0268-49-0111 |
| 諏訪地域 | 諏訪市 | 地球温暖化対策補助金 | 地中熱 | 補助金交付 | 市内に住所を有する者・単身赴任者 地中熱:空調その他の熱利用に供するシステムの導入 | 補助率1/3、上限30万円 | H26.4～ | - | - | ゼロカーボンシティ推進室 0266-52-4141 (内線214) |
| 諏訪地域 | 茅野市 | 茅野市木質バイオマス循環利用普及促進事業補助金 | 木質バイオマス | 補助金交付 | 市内の個人住宅、会社、店舗等において使用するペレットストーブ又はペレットボイラーに係る経費のうち、本体購入経費 燃料であるペレットは、県内のペレット製造製造施設で製造されたものであり、販売業者と購入について、3年間の協定を締結すること。 | 本体購入経費の1/2以内 限度額10万円 | H21～ | ペレットストーブ又はペレットボイラーは、県内に事業所又は代理店を有するものから購入すること 使用するペレットは、県内のペレット製造施設で製造されたものであること | | 産業経済部農林課 0266-72-2101 |

| | | | | | | | | | | |
|-------|------|--------------------------|-----------|-------|--|---|--------------------|---|--|---|
| 諏訪地域 | 下諏訪町 | 下諏訪町木質バイオマス循環利用普及促進事業補助金 | 木質バイオマス | 補助金交付 | ペレットストーブおよびペレットボイラー ※未使用品、かつ県内に事業所又は代理店を有する者から購入するものであること。 | 対象ストーブ等の本体の購入に要する費用の2分の1。上限10万円 ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。 | 7月1日 ～ 2月28日 | 県内事業所又は代理店を有する者から購入するものであって、国内製かつ県内に販売店があること。 | ・事業所も可 ・使用するペレットは、県内のペレット製造施設で製造されたものを使用すること。また、ペレット供給者と最低3年の協定期間を設け、協定書を締結すること。 ・他の補助制度との併用はできない。 | 産業振興課農林係 (内線278) |
| 上伊那地域 | 伊那市 | 環境調和事業 | 木質バイオマス発電 | 補助金交付 | 市内の工場等に設備を設置する事業で、設備にかかる経費が100万円以上のもの | 土地の取得費を除く、事業に要する経費 25%以内(上限30万円) | H31.4～ | | | 商工観光部 商工振興課 工業振興係 0265-78-4111 (内線2433) |
| 上伊那地域 | 伊那市 | 伊那市山林資源活用機器設置補助金 | バイオマス熱利用 | 補助金交付 | ・市内の住宅等へ設置すること ・当該年度の2月末日までに実績報告書を提出できること ・施工事業者が市内に本店を有するものもしくは県内に本店を有し、市内に支店又は営業所を有するもの ・以前に同種の補助金の交付を受けたことが無いこと ・市税及び分担金、使用料その他の歳入を滞納していないこと | 補助対象経費の2/3以内(上限42万円) | R4.10～ | ペレットストーブに限る | | 農林部耕地林務課 林務係 0265-78-4111 (内線2417) |
| 上伊那地域 | 伊那市 | 伊那市山林資源活用機器設置補助金 | バイオマス熱利用 | 補助金交付 | ・市内の住宅等へ設置すること ・当該年度の2月末日までに実績報告書を提出できること ・施工事業者が市内に本店を有するものもしくは県内に本店を有し、市内に支店又は営業所を有するもの ・以前に同種の補助金の交付を受けたことが無いこと ・市税及び分担金、使用料その他の歳入を滞納していないこと | 補助対象経費の2/3以内(上限30万円) | R4.10～ | 薪ストーブに限る | | 農林部耕地林務課 林務係 0265-78-4111 (内線2417) |
| 上伊那地域 | 伊那市 | 伊那市山林資源活用機器設置補助金 | バイオマス熱利用 | 補助金交付 | ・市内の住宅等へ設置すること ・当該年度の2月末日までに実績報告書を提出できること ・施工事業者が市内に本店を有するものもしくは県内に本店を有し、市内に支店又は営業所を有するもの ・以前に同種の補助金の交付を受けたことが無いこと ・市税及び分担金、使用料その他の歳入を滞納していないこと | 補助対象経費の2/3以内(上限200万円) | R5.4～ | 住宅用ペレットボイラーに限る | | 農林部耕地林務課 林務係 0265-78-4111 (内線2417) |
| 上伊那地域 | 伊那市 | 伊那市山林資源活用機器設置補助金 | バイオマス熱利用 | 補助金交付 | ・市内の事業所等へ設置すること ・当該年度の2月末日までに実績報告書を提出できること ・施工事業者が市内に本店を有するものもしくは県内に本店を有し、市内に支店又は営業所を有するもの ・以前に同種の補助金の交付を受けたことが無いこと ・市税及び分担金、使用料その他の歳入を滞納していないこと | 補助対象経費の2/3以内(上限300万円) | R5.4～ | 事業所用ペレットボイラーに限る | | 農林部耕地林務課 林務係 0265-78-4111 (内線2417) |

| | | | | | | | | | | |
|-------|------|--|------------------------------------|---------------------------------------|--|--------------------------------------|------------|---------------------------|--|----------------------------------|
| 上伊那地域 | 駒ヶ根市 | えがおポイント | 自然エネルギーを主とした熱利用機器の設置等(ただし薪ストーブは除く) | 100,000円以上の機器導入に対し、地域通貨のポイント交付(1P=1円) | 市内に住所を有する者 | 1件につき10,000ポイントを交付 | H27～ | | | 民生部 生活環境課 0265-83-2111(内線541) |
| 上伊那地域 | 辰野町 | 辰野町信州産ペレット消費拡大事業補助金交付要綱 | 木質バイオマス | 補助金交付 | 町内に居住もしくは事業所を有する個人又は事業者であって、公共的団体を除く者 | 経費のうち本体購入経費。ただし、1台につき、10万円を上限。 | H30.10.28～ | 県内に事業所又は代理店を有するものから購入すること | | 産業振興課林務係 0266(41)1111(内線2151) |
| 上伊那地域 | 辰野町 | 辰野町ゼロカーボン推進補助金 | クリーンエネルギー自動車(電気自動車・燃料電池自動車) | 補助金交付 | 町内に住所を有する者で、自ら使用するための電気自動車等を購入すること。 | CEV補助金の規定に定める補助金交付額の10分の1(上限10万円) | R6.6～ | CEV補助金対象車 | | 総務課ゼロカーボン推進室 0266-41-1111 |
| 上伊那地域 | 箕輪町 | 箕輪町ゼロカーボン推進補助金 | クリーンエネルギー自動車(電気自動車・燃料電池自動車) | 補助金交付 | 町内に住所を有する者で、自ら使用するためのEV又はPHVを購入すること。 | CEV補助金の規定に定める補助金交付額の10分の1以内(上限10万円) | R6.4～ | CEV補助金対象車 | | 総務課ゼロカーボン推進室 0265-79-3144 |
| 上伊那地域 | 箕輪町 | 箕輪町ゼロカーボン推進補助金 | 断熱性能向上リフォーム | 補助金交付 | 自ら居住する既存住宅(店舗及び事務所その他これらに類する用途の部分に併用住宅にあつては、住居部分に限るものとする。)の断熱性能向上リフォームを実施し、実績報告書提出時点において当該既存住宅に住所を有すること。 | 補助対象経費の2分の1以内(上限15万円) | R6.4～ | なし | | 総務課ゼロカーボン推進室 0265-79-3144 |
| 上伊那地域 | 箕輪町 | 箕輪町PPAモデル導入推進協力金交付要綱 | PPA | 協力金交付 | 本要綱の施行日以降にPPAモデルによる電力購入契約を締結し、自ら居住する住宅又は当該住宅の同一敷地内に存する建築物への太陽光発電設備の設置が完了していること。 | 1万円 | R5.4～ | なし | | 総務課ゼロカーボン推進室 0265-79-3144 |
| 上伊那地域 | 箕輪町 | ペレットストーブ等設置事業補助金 | 木質バイオマス | 補助金交付 | ・購入するストーブ等は新品であること ・ストーブ等の購入にあたっては、県内に事業所又は代理店を有する者から購入すること ・使用するペレットは長野県産であること。また、長野県産ペレットに関しあらかじめペレットの販売業者との間で、協定の期間(3年間)を記載した燃料供給に関する協定書を締結すること | 補助対象経費の10分の10以内の金額(ただし、1台につき20万円が上限) | R5.4～ | なし | | みどりの戦略課森ビジョン推進係 0265-79-3170 |
| 上伊那地域 | 飯島町 | 木質バイオマス循環利用普及促進事業補助金 | 木質バイオマス | 補助金交付 | ペレットストーブ等購入に係る経費に対する補助 | 限度額10万円 10/10 | H18.5.1～ | | | 産業振興課 耕地林務係 0265-86-3111 |
| 上伊那地域 | 南箕輪村 | 南箕輪村住宅用新エネルギー施設設置事業(ペレットストーブ、ペレットボイラー) | バイオマス熱利用 | 補助金交付 | 自ら居住する村内の住宅に未使用のペレットストーブ、ペレットボイラーを設置する者 | 本体購入費用の10分の10とし、10万円を限度とする。 | H21.4から | | | 住民環境課 生活環境係 0265(72)2106 |
| 上伊那地域 | 南箕輪村 | 南箕輪村住宅用新エネルギー施設設置事業(薪ストーブ) | バイオマス熱利用 | 補助金交付 | 自ら居住する村内の住宅に未使用の薪ストーブを設置する者 | 設置費用の5分の1とし、5万円を限度とする。 | H21.4から | | | 住民環境課 生活環境係 0265(72)2106 |
| 上伊那地域 | 中川村 | 森のエネルギー推進事業補助金 | 木質バイオマス | 補助金交付 | (1)ペレットストーブ等購入に係る経費に対する補助 (2)ペレットストーブ購入経費 | (1)1/2(上限10万円) (2)10/10(上限10万円) | H22.4～ | (R4.4薪ストーブ追加) | | 産業振興課 耕地林務係 0265-88-3001 |

| | | | | | | | | | | |
|-------|-----|-------------------------|------------------------------|-------|--|---|----------------------------------|----|-----------------------------------|---|
| 上伊那地域 | 宮田村 | 林業振興(ペレットストーブ等購入補助事業)事業 | 木質バイオマス | 補助金交付 | 自ら居住する村内の住宅及び事業所に未使用のペレットストーブを設置する者 | 機器の設置、購入に係る費用の1/2上限10万円 | H22.4~ | 無し | | 建設課 建設林務係 0265-85-5863 |
| 南信州地域 | 飯田市 | 飯田市もりのエネルギー推進事業補助金 | バイオマス熱利用 | 補助金交付 | 次の条件を満たす機器を飯田市内に存する建物に設置した者 ・薪ストーブ、薪ボイラーまたは竹ボイラーのいずれかであること | 設置経費の2分の1 上限3万円 | R6.5.15~ R7.2.28 ※年度単位での受付 | | 詳細は飯田市ウェブサイト「ゼロカーボンシティ推進関係補助金」を参照 | 市民協働環境部 ゼロカーボンシティ推進課 0265(22)4511 内線5473 |
| 南信州地域 | 飯田市 | 飯田市もりのエネルギー推進事業補助金 | バイオマス熱利用 | 補助金交付 | 次の条件を満たす機器を飯田市内に存する建物に設置した者 ・ペレットストーブまたはペレットボイラーのいずれかであること ・長野県内に事業所又は代理店を有する者からペレットストーブ又はペレットボイラーを購入したものであること ・使用する燃料について、長野県産ペレットを3年以上購入する協定をペレット販売業者と締結していること | 本体購入経費の2分の1 上限10万円 | R6.5.15~ R7.2.28 ※年度単位での受付 | | 詳細は飯田市ウェブサイト「ゼロカーボンシティ推進関係補助金」を参照 | 市民協働環境部 ゼロカーボンシティ推進課 0265(22)4511 内線5473 |
| 南信州地域 | 飯田市 | 飯田市飯田版ZEH普及促進事業補助金 | HEMS | 補助金交付 | 新築またはリフォームした住宅が次の条件を満たす者 ・外皮平均熱貫流率(UA値)0.6W/m ² ・K以下 ・一次エネルギー消費量20%以上の削減 ・CO2削減量があらかじめ定めた基準を上回る ・地域産木材を10%以上使用 ・市内の設計事務所での設計または建築業者での施工 ・地域の気候風土を生かした工夫 | ・UA値 値に応じて最大24万円 ・HEMS 1万円 ・市内の設計事務所 5万円 ・市内の建築業者 5万円 ・通風の工夫 最大2万円 ・庇の工夫 最大5万円 | R6.5.15~ R7.2.28 ※年度単位での受付 | | 詳細は飯田市ウェブサイト「ゼロカーボンシティ推進関係補助金」を参照 | 市民協働環境部 ゼロカーボンシティ推進課 0265(22)4511 内線5473 |
| 南信州地域 | 松川町 | 松川町グリーン発電設備設置費補助金 | 小水力 小型風力 | 補助金交付 | 町内に住所を有する個人、又は町内に事業所を有する法人が、住宅用又は事業用に利用するため、町内に対象設備を設置しようとする者 | 設置費用の1/10 限度額20万円 | H25.9.9~ | | | 住民税務課 環境係 0265(36)7046 |
| 南信州地域 | 松川町 | 森のエネルギー推進事業補助金 | 薪、チップまたはペレットを主燃料にしたストーブ・ボイラー | 補助金交付 | (1) 町内に自ら居住し、または居住する予定の町内の住宅に対象設備を設置しようとする者 (2) 町内に自ら所有し、事業用に供する建築物で対象設備を設置しようとする者 | 設置費用の1/2 上限5万円 ※県森のエネルギー推進事業に定める要件を満たすときは、設置費用の1/2 上限15万円 | H28.5.10~ | | | 住民税務課 環境係 0265(36)7046 |
| 南信州地域 | 高森町 | 高森町バイオマスエネルギー利用推進事業補助金 | 薪ストーブ・ボイラー ペレットストーブ・ボイラー | 補助金交付 | (1) 自ら居住する、または居住する予定の町内の住宅もしくは敷地内に対象システムを設置する者 (2) 自ら所有し、事業用に供する建築物で対象システムを設置しようとする者 | 設置費用(補助熱源施設に係る費用は除く)の1/3 上限10万円 ※県木質バイオマス循環利用普及促進事業に該当する場合は、設置費用の1/2 上限20万円 | H24~ | - | R4~ 一部変更 | 環境水道課 環境係 0265(35)9409 |
| 南信州地域 | 阿智村 | 阿智村環境に優しい住宅設備導入補助事業 | 木質バイオマス | 補助金交付 | 村内に住所を有する者又は事務所を有する法人若しくは団体で、村税等の未納がないこと、設置場所が村内であること | 設備導入に要する直接的経費の1/3以内 限度額 (ペレットボイラー)20万円 (ペレットストーブ・薪ストーブ)10万円 | H21.10~ | | | 環境課 環境係 0265-43-5513 |
| 南信州地域 | 天龍村 | 太陽と森林エネルギー活用推進事業補助金交付事業 | ペレットストーブ・薪ストーブ | 補助金交付 | 自ら居住する村内の住宅にペレットストーブ又は薪ストーブを設置しようとする者 | 設置費用の1/3(限度額10万円) | H22~ | | | 建設課環境水道係 0260(32)2001 内線235 |
| 南信州地域 | 泰阜村 | 泰阜村薪ストーブ等購入補助金 | 薪ストーブ、ペレットストーブ、薪ボイラー | 補助金交付 | 市内に居住または事業所を有する個人または事業者で村税等を滞納していない者 | 経費のうち本体購入経費の30%(上限20万円) | H26~ | なし | H23~の購入者も対象とする。 | 住民福祉課住宅水道係 電話:0260-26-2111 Fax:0260-26-2553 |

| | | | | | | | | | | |
|-------|-----|----------------------|---|-------|--|--|---------|--|--|---|
| 南信州地域 | 豊丘村 | 豊丘村ペレットストーブ等購入事業補助金 | ペレットストーブ・ペレットボイラー | 補助金交付 | 村内に居住または居住しようとする個人、若しくは事業所を有する個人または事業者で村税を滞納していない者 | 本体購入経費の1/2(上限10万円) | R6～ | ストーブ・ボイラーは県内に事業所又は代理店を有するものから購入すること。 | ペレットは長野県産を使用し、販売業者との間で、燃料供給に関する協定を3年以上締結すること。 | 建設環境課 環境係 0265-35-9057 |
| 南信州地域 | 大鹿村 | 大鹿村木質バイオマス利用設備設置等補助金 | 木質バイオマス | 補助金交付 | 村内に居住若しくは居住しようとする者、自治会若しくは村内で活動する団体又は村内に事業所を有する個人若しくは事業者 対象設備:ペレットストーブ及びペレットボイラー(燃料となるペレットの自動供給機能を有し、年間800キログラム以上のペレットを使用すること)・薪ストーブ及び薪ボイラー(薪等を燃料に使用し、排煙や臭いを抑制する二次燃焼機能又はこれと同等以上の機能を有すること) | 設備の購入及び設置に要する経費の1/2で上限20万円 | R2～ | 長野県内に事業所又は代理店を有する者(ペレットストーブ・薪ストーブ) 対象設備等が、長野県の木質バイオマス循環利用普及促進事業実施要領に定める要件を満たしていること(ペレットストーブ・ペレットボイラー) | ペレットは長野県産の間伐材を利用したものとし、その供給に当たり、供給者と取り扱い予定量及び協定価格の決定方法について3年以上の協定を締結すること | 産業建設課 |
| 木曾地域 | 木曾町 | 木曾町森林エネルギー活用事業補助金 | ペレットストーブ・薪ストーブ | 補助金交付 | 自ら居住する住宅(当該住宅に事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む)又は行政区等が管理する地域住民の利用に供する集舎施設等に、対象設備を暖房用に設置する者 | 設置資材費用の1/2以内(限度額10万円) | H19～ | | | 建設農林課 林務係 0264-22-4286 |
| 木曾地域 | 木曾町 | 木曾町木質バイオマス推進事業補助金 | 木質バイオマス製造設備 導入事業・木質バイオマス 燃焼機器購入事業 | 補助金交付 | 町税を滞納していない事業者及び組織等(森林組合、生産森林組合、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人、地方公共団体等の出資する法人、町内に本社又は法人町民税の法人税割額を納付している事業所を有する企業、その他町長が特に許可した団体)が実施する①木質バイオマス製造設備導入事業であって、製造設備及び機械の導入にかかる事業、②木質バイオマス燃焼機器購入事業であって、木質バイオマス燃料を使用する熱供給機器及びボイラー機器の新設購入事業。ただし、事業計画において化石燃料ボイラーとの併用による場合にあつては、木質バイオマスボイラーの稼働率が6割以上のものを対象。 | ①3分の2以内で、上限5,000万円 ②3分の1以内で、上限200万円 | H28.11～ | | | 建設農林課 林務係 0264-22-4286 |
| 木曾地域 | 大桑村 | 大桑村森のエネルギー推進事業補助金 | ペレットストーブ | 補助金交付 | 村内に居住する個人、若しくは事業所を有する事業者であつて、村税等を滞納していないもの | 購入費の2分の1以内(上限10万円) | H28～ | ストーブは県内に事業所又は代理店を有するものから購入すること。 年間800kg以上の県産間伐材等を利用したペレットを使用し、ペレット供給者と3年以上の取引協定を締結すること。 | | 産業振興課農林係 0264-55-3080 |
| 松本地域 | 松本市 | 住宅用温暖化対策設備設置補助金 | 地中熱 | 補助金交付 | (1)実績報告をする時点において、市内に居住し、本市の住民基本台帳に記録されている者。 (2)自ら居住するための市内の既存住宅に対象機器を設置しようとする者。 (3)市内に本店、支店、営業所等を有する事業者を設置を依頼する者。 (4)同一年度内に設置を完了できる者。 (5)市税の滞納の無い者。 | ・高効率給湯器等のうち地中熱利用設備の設置へ20万円/基 | H29～ | エネルギー効率3.0以上 | | 申請受付について: 住宅課 0263-34-3246 補助金制度について: 環境・地域エネルギー課 0263(34)3268 |

| | | | | | | | | | | |
|---------|------|---------------------|---|-------|--|--|----------|---------------------------|---|---|
| 松本地域 | 松本市 | 松本市ペレットストーブ購入補助事業 | 木質バイオマス | 補助金交付 | 市内に居住または事業所等をおく個人、事業者で、ペレットストーブ等を設置しようとする者 | 1/2以内 10万円限度 薪との併用型は対象外 | H20.7～ | 長野県内に事業所又は代理店がある | | 耕地林務課 森林整備担当 0263-34-3000 内線1633 |
| 松本地域 | 松本市 | 松本市薪ストーブ購入補助事業 | 木質バイオマス | 補助金交付 | 市内に居住または事業所を有する個人または事業者で薪ストーブを設置しようとする者 | 1/2以内 10万円限度 | H29～ | 長野県内に事業所又は代理店がある | | 耕地林務課 森林整備担当 0263-34-3000 内線1633 |
| 松本地域 | 塩尻市 | 塩尻市木質バイオマス設備設置費等補助金 | ペレットストーブ・ペレットボイラー・薪ストーブ・ペレットストーブ用燃料・ペレットボイラー用燃料 | 補助金交付 | ・自ら居住する市内の住宅にペレットストーブ又は、ペレットボイラー、薪ストーブを設置しようとする個人又は事業者 ・自ら居住する市内の住宅に設置したペレットストーブ又はペレットボイラーに使用するペレット燃料を購入する個人又は事業者 | ・ペレットストーブ 経費の2分の1以内(上限20万円) ・ペレットボイラー 経費の2分の1以内(上限50万円) ・薪ストーブ 経費の2分の1以内(30万円) ・ペレットストーブ用燃料 10kgあたり150円(上限1万8千円) ・ペレットボイラー用燃料 100kgあたり1,100円(上限100万円) | H27～ | | 耕地林務課 林業振興係 0263(52)0280 内線1284 | |
| 松本地域 | 安曇野市 | 安曇野市ペレットストーブ導入促進事業 | 木質バイオマス | 補助金交付 | 市内に居住又は事業所等を置く個人、事業者等 | 1/2以内 ただし1台につき10万円が限度 | H19.9～ | | | 農林部耕地林務課 林務担当 0263-71-2432 |
| 松本地域 | 山形村 | 山形村ペレットストーブ購入事業補助金 | 木質バイオマス | 補助金交付 | 村内に住所を有しかつ村内に居住を目的とした住宅を有する者で、村税等滞納していない者 | 本体購入経費の10分の2以内、上限12万円 | H20～ | | | 産業振興課 0263(98)5664 |
| 松本地域 | 朝日村 | 朝日村新エネルギー等普及促進事業 | 木質バイオマス | 補助金交付 | 自ら居住する村内の住宅に未使用のペレット・薪ストーブを設置しようとする者 村税等を滞納している者を除く | 補助対象経費の5分の1で5万円限度 県が交付するペレットストーブ設置補助金を受け る場合はその合計額 | H22.4.1～ | | | 産業振興課 0263-99-2001 |
| 北アルプス地域 | 大町市 | ゼロカーボン住宅推進リフォーム支援事業 | 省エネルギー 自然エネルギー 木質バイオマスほか | 補助金交付 | 市内にある個人所有の住宅で、市内に住所のある所有者またはその家族が自ら居住する住宅に エコキュート エコジョーズ エコフィール エコウィル エネファーム 高断熱浴槽 節水型洋式トイレ 薪ストーブ等 その他、断熱・遮熱構造工事等を設置・行う者で市税等を滞納していない方 | 対象工事費の20%以内、上限20万円(居住誘導区域内※は30万円)、千円未満の端数切捨て | R5～ | 中古品は除く 当補助金を利用できるのは1回。 | 建設課建築住宅係 0261-22-0420 (内線694) | |
| 北アルプス地域 | 大町市 | 森のエネルギー推進事業補助金 | 木質バイオマス | 補助金交付 | 市内に居住している又は居住予定の者 市内に事業所を有する又は設置する予定の事業者 薪ストーブ、薪ボイラー、ペレットストーブ、ペレットボイラーの購入経費 | 本体購入経費の2分の1以内。ただし、1台につき10万円を上限。 | R5～ | 県内に事業所又は代理店を有する者から購入すること。 | 農林水産課 森林振興係 0261-22-0420 (内線664・665) | |
| 北アルプス地域 | 大町市 | 大町市浄化槽設置事業補助金 | 省エネルギー | 補助金交付 | 市内の集合処理区以外及びその他市長が指定する区域で合併浄化槽の設置に伴い単独浄化槽を雨水貯水槽へ改造する場合 | 上限9万円 | R5～ | | | 上下水道課 業務係 0261-22-0420 (内線723) |
| 北アルプス地域 | 松川村 | 松川村森のエネルギー推進事業補助金 | ペレットストーブ | 補助金交付 | 地域協議会に属し、村内に居住もしくは事業所を有する個人又は事業者で村税等を滞納していないものに限る。 | ペレットストーブ、 ペレットボイラー 1/2以内 (限度額7万5千円) | H21～ | 県内に事業所又は代理店を有するものから購入すること | 経済課農林係 0261(62)3109 | |

| | | | | | | | | | |
|---------|-----|--|--------------------|-------|--|--|----------------------|---|--|
| 北アルプス地域 | 白馬村 | 森のエネルギー推進事業 | 木質バイオマス | 補助金交付 | 白馬村内に居住、若しくは事業所等をおく個人や事業者等 | ペレットストーブ、薪ストーブの購入に要する費用。購入額の2分の1限度額10万円 | H19～ | 県内に事業所又は代理店を有する者から購入 | 農政課 0261-72-5000 内線1164 |
| 北アルプス地域 | 小谷村 | 小谷村森のエネルギー推進事業 | ペレットストーブ及びペレットボイラー | 補助金交付 | 小谷村内に居住又は事業所等を置く個人や事業者等 | ・本体購入経費の2分の1以内 ・限度額10万円 | H25.4.1～ | | 観光振興課農林係 0261-82-2588 |
| 北アルプス地域 | 小谷村 | 小谷村森のエネルギー推進事業 | 薪ストーブ | 補助金交付 | 小谷村内に居住又は事業所等を置く個人や事業者等 | ・本体購入費5万円以上 ・本体購入経費の2分の1以内 ・限度額10万円 | H25.4.1～ | | 観光振興課農林係 0261-82-2588 |
| 長野地域 | 長野市 | 温暖化対策推進補助金 | 次世代自動車(EV・FCV) | 補助金交付 | EV・FCVを新たに購入する市民もしくは市内に本社または事業所を有する中小企業者 | EV:150,000円 FCV:300,000円 | R5～ | ・国・県等の補助事業等に対象製品として登録のある機器 ・市内に本社または事業所を有する事業者が設置 | 環境保全温暖化対策課 |
| 長野地域 | 須坂市 | ペレットストーブ等設備導入費補助金 | 木質バイオマス | 補助金交付 | ・ペレットストーブ又はペレットボイラーの購入に要する費用 ・市内に居住若しくは事業所を有する個人又は事業者で、市税の滞納をしていない者。 ・使用するペレットは、信州産ペレットを使用すること。 ・おおむね年間800kg以上のペレット(燃料)を使用すること。 | 2分の1以内の額。ただし、1台につき、10万円を上限とする | H22～ | ・ペレットストーブ等の購入に当たっては県内に事業所又は代理店を有する者から購入すること。 | 市民環境部生活環境課 026(248)9019 |
| 長野地域 | 千曲市 | 千曲市森のエネルギー推進事業補助金 | 木質バイオマス | 補助金交付 | 市内に居住もしくは事業所を有する個人又は事業者で、ペレットストーブ又はペレットボイラー及び薪ストーブを設置しようとする者(市税を滞納していない者に限るかつ公共的団体を除く。)設置者は以下の要件を満たすこと。 (1)ペレットは県産間伐材等を使用し、ペレット取引協定書を締結すること。 (2)補助金交付以降3年間はその使用量を市へ報告すること。 | ペレットストーブ及びペレットボイラーは本体購入経費の1/2(上限10万円) 薪ストーブは本体購入経費の1/2(上限1万円) | H21～ | 県内に事業所又は代理店を有する者から購入すること。 | 経済部農林課森林整備係 026(273)1111 内線3262 |
| 長野地域 | 坂城町 | 坂城町森のエネルギー推進事業(令和6年度木質バイオマス循環利用普及促進事業) | 木質バイオマス | 補助金交付 | ・町内に居住もしくは事業所を有する個人または事業者で、ペレットストーブを設置した者 ・町税を滞納している者は除く | 本体購入・施設整備経費の1/2 限度額10万円 | H25.4～ (R5.8名称変更) | | 商工農林課 農林整備係 0268(82)3111 内線155 |
| 長野地域 | 坂城町 | 坂城町住宅用スマートエネルギー設備導入事業補助金(家庭用エネルギー管理システム) | HEMS | 補助金交付 | (1)自ら居住する(居住する予定の場合も含む。)町内の専用住宅又は併用住宅に対象システムを設置しようとする者 (2)システムを設置した未入居の町内の専用住宅又は併用住宅を自ら居住するために購入しようとする者 (3)町税等を滞納している者を除く。 | システムの設置に要する経費の1/3以内(上限5万円) | H27.7～ | 住宅の機器及び電気設備に接続し、エネルギー使用状況の「見える化」ができ、省エネを促す情報提供機能を有しているシステムであり、「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載してい | 企画政策課 企画調整係 0268(82)3111 内線224 |
| 長野地域 | 高山村 | 高山村森のエネルギー推進事業 | バイオマス熱利用 | 補助金交付 | 村内に居住、又は事業所等を有する個人、事業者で、ペレットストーブ、ペレットボイラー又は薪ストーブを設置しようとする者 | 設置費の1/2 限度額10万円 | H22.11～ | | 産業振興課 林務地籍調査係 026(214)9296(直通) 026(245)1100(代表) |
| 長野地域 | 信濃町 | 信濃町木質バイオマス循環利用普及促進事業補助金 | 木質バイオマス | 補助金交付 | 町内に居住もしくは事業所を有する個人又は事業者であって、地方公共団体及び公共的団体を除く者とする。 | ペレットストーブ又はペレットボイラーに係る本体購入経費 補助対象経費の1/2以内かつ10万円を限度とする。 | H31.4～ | 県内に事業所又は代理店を有する者から購入しなければならない。 | 産業観光課農林畜産係 026(255)3113 |

| | | | | | | | | | |
|------|-------|---------------------------------------|----------------|-------|---|--|----------|---|---|
| 長野地域 | 飯綱町 | 林業振興対策事業 (ペレットストーブ等購入補助事業) | 木質バイオマス | 補助金交付 | 町内に住むもしくは事業所を有する個人又は事業者であって、地方公共団体及び公共の団体を除く者とする。 | ペレットストーブ又はペレットボイラーに係る本体購入経費。 10分の10以内。 ただし、1台につき、10万円を上限。 | R1.6~ | ペレットストーブ又はペレットボイラーの購入にあたっては県内に事業所又は代理店を有する者から購入しなければならない。 | 産業観光課 耕地林務係 026(253)4765 |
| 長野地域 | 小川村 | 農林業振興補助金 (小川村木質燃料ストーブ購入補助金) | 木質バイオマス | 補助金交付 | 村内に住居を有する個人、自治会若しくは村内で活動する住民団体又は村内に事業所、事業施設等を有する事業者とする。 | 本体価格10万円以上(税込)の木質燃料ストーブ購入に要する経費 補助率 1/2 限度額 10万円 | H26.7~ | 木質燃料ストーブは、村内に事業所又は代理店を有する者から購入するものであること。 | 建設経済課産業係 026-269-2323 |
| 北信地域 | 中野市 | 林業振興対策事業 (ペレットストーブ等購入補助事業) | 木質バイオマス | 補助金交付 | 市内に住居もしくは事業所を有する個人又は事業者であって、地方公共団体及び公共の団体を除く者とする。 | 購入経費の2分の1以内で、限度額は10万円 | H19~ | ペレットストーブ等の購入にあたっては、県内に事業所又は代理店を有する者から購入すること。 | 農業振興課 耕地林務係 0269-22-2111 |
| 北信地域 | 飯山市 | 飯山市森のエネルギー推進事業(ペレットストーブ及びペレットボイラー補助金) | 木質バイオマス | 補助金交付 | 市内に住居または事業所等を置く個人、事業者で、ペレットストーブ又はペレットボイラーを設置しようとする者 | 設置費の1/2 限度額10万円 | H19~ | ペレットストーブ等の購入にあたっては、県内に事業所又は代理店を有する者から購入すること。 | 経済部農林課耕地林務係 0269-67-0729(直通) |
| 北信地域 | 山ノ内町 | 山ノ内町再生可能エネルギー利用設備設置費補助金交付事業 | 温泉熱利用 地中熱利用 | 補助金交付 | 町内にある自ら居住している住宅若しくは居住する予定の住宅で使用するために補助金の対象となる設備を設置する個人又は町内にある自らの事業所で使用するために補助対象設備を設置する事業者 (地中熱については個人のみ対象) | 【温泉熱利用】 事業者:対象経費の3分の1以内(上限50万円) 個人:対象経費の3分の1以内(上限10万円) 【地中熱利用】 対象経費の5分の1以内(30万円上限) | R6~ | - | 未来創造課 地域創造係 ゼロカーボン推進室 0269(33)3113 |
| 北信地域 | 木島平村 | 木島平村信州産ペレット消費拡大事業補助金 | 木質バイオマス | 補助金交付 | ・ペレットストーブ又はペレットボイラーの購入に要する経費 ・村内に住居若しくは事業所を有する個人又は事業者であって、地方公共団体及び公共の団体を除く者。 ・使用するペレットは、県産間伐材を利用したものであること。または、①取扱予定量②協定の期間(3年間以上)③協定価格の決定方法の協定書をペレット供給者と締結すること。 ・年間800kg(原木換算2㎡)以上のペレットを使用すること。 | 10分の10以内。 ただし、1台につき、10万円を上限。 | H24.4.1~ | ペレットストーブ又はペレットボイラーの購入にあたっては県内に事業所又は代理店を有する者から購入しなければならない。 | 産業課農林係 0269-82-3111 |
| 北信地域 | 木島平村 | 薪ストーブ等導入補助金 | 木質バイオマス | 補助金交付 | ・薪ストーブ等の購入に要する経費 ・村内に住居若しくは事業所を有する個人又は事業者であって、地方公共団体及び公共の団体を除く者。 | 10分の10以内。 ただし、1台につき、10万円を上限。 | R4.4.1~ | なし | 産業課農林係 0269-82-3111 |
| 北信地域 | 野沢温泉村 | 野沢温泉村信州産ペレット消費拡大事業補助金 | 木質バイオマス | 補助金交付 | 野沢温泉村の区域に住居もしくは事業所を有する個人又は事業者であって、地方公共団体及び公共の団体を除くものが購入するペレットストーブ又はペレットボイラーの購入に要する経費。ただし、 ・使用するペレットは県産間伐材を利用すること。 ・ペレットは①取扱予定量②協定の期間(3年間以上)③協定価格の決定方法を定めた協定書を供給者と締結すること。 ・年間800kg以上のペレットを使用すること。 | 補助対象経費の1/2以内かつ1台につき、10万円を上限とする。 | H30.8.1~ | 県内に事業所又は代理店を有する者から購入しなければならない。 | 観光産業課農林係 0269-85-3114 |

| | | | | | | | | | | |
|------|----|----------------|---------|-------|---|----------------|------|----|--|-----|
| 北信地域 | 栄村 | 栄村薪ストーブ等購入費補助金 | 木質バイオマス | 補助金交付 | ペレットストーブ・薪ストーブの購入費に要する経費。 自ら居住し、若しくは居住する予定の村内の住宅(店舗の併用住宅を含み、賃貸集合住宅は除く。)に薪ストーブ等を設置しようとする者とする。 | 2分の1以内。20万円上限。 | H30～ | なし | | 農政課 |
|------|----|----------------|---------|-------|---|----------------|------|----|--|-----|

※補助金額等変更されている場合がありますので詳細は各市町村申請窓口にご確認ください。